

山梨県公報

第千二百二十三号

平成十三年

七月二十六日

木 曜 日

目次

告示

道路の区域変更(二件)……………四一五

道路の供用開始……………四一五

公告

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………四一六

開発行為に関する工事の完了について……………四一六

教育委員会

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則……………四一六

公安委員会

山梨県公安委員会公文規則……………四一七

平成十三年度警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施について……………四一六

遊技機の型式の検定……………四一七

正誤

平成十三年三月三十日付け号外第二十一号中……………四一七

告示

山梨県告示第三百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十三年八月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年七月二十六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路線名 市川大門山梨自転車道線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
東山梨郡春日居町大字桑戸字境柳一五九五番の七地先から	旧	二・〇	三二〇・〇
東山梨郡春日居町大字桑戸字長塚一四三九番の七地先から	新	二・〇	三二五・〇
東山梨郡春日居町大字桑戸字長塚一四三九番の七地先から	新	二・〇	三二五・〇
東山梨郡春日居町大字桑戸字長塚一四三九番の七地先から	新	二・〇	三二五・〇

山梨県告示第三百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十三年八月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年七月二十六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 道路線名 一四一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
北巨摩郡高根町大字清里字念場原三五四五番の二五九五地先から	旧	八・八	四五〇・〇
北巨摩郡高根町大字清里字念場原三五四五番の二五九五地先から	新	二二・〇	四五〇・〇
北巨摩郡高根町大字清里字念場原三五四五番の二五九五地先から	新	二二・〇	四五〇・〇
北巨摩郡高根町大字清里字念場原三五四五番の二五九五地先から	新	二二・〇	四五〇・〇

山梨県告示第三百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十三年八月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年七月二十六日

山梨県知事 天 野 建

委員長 一 木 麗 子

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則
山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表山梨県立都留高等学校の項中「全日制」の下に「（単位制）」を加え、「理科」を削り、同表山梨県立上野原高等学校の項中「英語科」を「理数科」に改め、同表山梨県立桂高等学校の項中「英語科」を「文理科」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 山梨県立都留高等学校の全日制の普通科及び理数科、山梨県立上野原高等学校の英語科並びに山梨県立桂高等学校の英語科は、この規則による改正後の山梨県立高等学校学則別表の規定にかかわらず、平成十四年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第七号

山梨県公安委員会公文規則を次のように定める。

平成十三年七月二十六日

山梨県公安委員会

委員長 風 間 善 樹

山梨県公安委員会公文規則

山梨県公安委員会公文規則（昭和三十八年山梨県公安委員会規則第三号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この規則は、山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の公文に關し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この規則において、「公文」とは、公安委員会又は公安委員会の委員長の名で施行する文書であつて、山梨県警察が作成及び管理するものをいう。

（公文の種類）

第三条 公文の種類は、次に掲げるとおりとする。

一 規則 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百八十四条の四第二項並びに警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第三十八条第五項、第四十五条及び第五十八条に基づいて定めるもの

二 規程 警察運営上の重要な命令又は指示で、法令、条例又は山梨県規則（以下「法令等」という。）に基づかないで定めるもの

三 告示 法令等に基づいて定めるもので、一般に公示するもの

四 公告 告示以外で単に一定の事項を一般に広く周知させるために公示するもの

五 指令 許可、認可等の申請に対する許可の意思表示をするもの

六 達 特定の個人又は団体に対し、特定事項を命ずるもの

七 その他 前各号以外の公文で、通知、通報、照会、依頼、回答等

（公文の記号及び番号）

第四条 公文には、文書記号（別表第一）及び番号を付けなければならない。

2 公文の番号は、暦年ごとの一連番号とする。

3 規則、規程、告示及び公告は公文登録簿（第一号様式）に、指令及び達は公文発送簿（第二号様式）に、その他の公文は公安委員会文書収発簿（第三号様式）に登録し、それぞれ番号を付けるものとする。

4 公文登録簿にあつては山梨県警察本部警務部情報管理課に、公文発送簿及び公安委員会文書収発簿にあつては山梨県警察本部の当該公文を所管する所屬（山梨県警察学校を含む。以下「主務課」という。）にそれぞれ備え付けるものとする。

（公文の形式）

第五条 公文の形式は、法令等に定めがあるもののほか文書例式（別表第二）のとおりとする。

（公文の整理及び保存）

第六条 公文の起案文書で所要の決裁を済ませたものは、それぞれ主務課において、公文の種類ごとに整理及び保存するものとする。

（公文の公示）

第七条 規則、告示及び公告は、公示するものとする。

2 公示は、山梨県公報発行規則（昭和二十八年山梨県規則第五十二号）の定めるところにより、山梨県公報に登載し、又は山梨県公安委員会掲示板に掲示することにより行うものとする。

（委任）

第八条 この規則の施行に關し必要な事項は、山梨県警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成十三年八月一日から施行する。

別表第1（第4条関係）

文 書 記 号

区 分	記 号
規則	山梨県公安委員会規則第〇〇号
規程	山梨県公安委員会規程第〇〇号
告示	山梨県公安委員会告示第〇〇号
指令	梨公委指令（×）第〇〇号
達	梨公委達（×）第〇〇号
その他（通知、通報、照会、依頼等）	梨公委（×）発第〇〇号 梨公委（×）収第〇〇号

注 ×印には主務課の文書記号（山梨県警察の行政文書の管理に関する訓令（平成13年山梨県警察本部訓令第5号）第18条第1項に規定する文書記号）を記入

別表第2 (第5条関係)

文 書 例 式

[凡例] ○は一文字の空白、・は一文字を表す。×は主務課の記号、△は年号とする。

〇は半角分の空白を表す(括弧数字等ワープロ機能の関係で半角文字を使用しなければならない場合)。

1 規則

(1) 制定の場合

山梨県公安委員会規則第・・号

○・・・・・・・・・・・・・・・・規則を次のように定める。

〇〇△△・年・月・日

山梨県公安委員会

委員長〇〇氏

名〇〇

〇〇〇・・・・・・・・・・・・・・・・規則

○(・・)

第・条○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○・・・・・・・・・・・・。

2○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

〇(1)○・・・・・・・・・・・・

〇(2)○・・・・・・・・・・・・

○(・・・)

第・条○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

〇〇〇附〇則

○この規則は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

注 氏名の字間は各1文字分空け、氏名が3文字の場合は、氏と名の字間を3文字分空ける。

(2) 改正の場合

山梨県公安委員会規則第・・号

○.....

・規則の一部を改正する規則を次のように定める。

○○△△・年・月・日

山梨県公安委員会

委員長○○氏

名○○

○○○.....

.....規則の一部を改正する規則

○.....

・規則（△△・年・月山梨県公安委員会規則第・・号）の一部を次のように改正する。

○第・条中「・・」を「.....」に、「.....」を「・・」に改める。

○第・条を次のように改める。

第・条○.....。

○○○附○則

○この規則は、.....。

2 規程

(1) 制定の場合

山梨県公安委員会規程第・・号

○.....規程を次のように定める。

○○△△・年・月・日

～以下規則制定の場合に準ずる。～

(2) 改正の場合

規則改正の場合に準ずる。

3 告示

山梨県公安委員会告示第・・号

○.....法（△△・年法律第・・号）第・・条の規定に基づき、.....

.....する。

○○△△・年・月・日

山梨県公安委員会

委員長〇〇氏

名〇〇

1〇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

4 指令

梨公委指令(×)第・・号〇〇

△△・年・月・日〇〇

『1行空ける』

〇・・・・・・・・〇殿

『1行空ける』

山梨県公安委員会〇〇

『1行空ける』

〇△△・年・月・日付け、第・・号で申請(願出又は届出、伺)の・・については、許可(認可、承認、次の条件を付して・・)する。(・・のため許可、認可、承認できない。)

記

1〇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

5 達

梨公委達(×)第・・号〇〇

△△・年・月・日〇〇

『1行空ける』

〇・・・・・・・・〇殿

『1行空ける』

山梨県公安委員会〇〇

『1行空ける』

〇〇〇・・・・・・・・・・について

〇・・・・・・・・・・されたい。

6 その他(通知、通報、照会、依頼等)

梨公委(×) 発 第・・号〇〇
収

△△・年・月・日〇〇

『1行空ける』

○・・・・・○殿

『1行空ける』

山梨県公安委員会〇〇

『1行空ける』

〇〇〇・・・・・について

○・・・・・。

記

1○・・・・・

○・・・・・。

2○・・・・・。

平成十三年度警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施について
警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第十一条の三第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習及び同法第十一条の六第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。
平成十三年七月二十六日

山梨県公安委員会

委員長 風 間 善 樹

一 警備員指導教育責任者講習

1 講習実施期日

平成十三年九月四日（火）から同月十一日（火）まで（土曜日及び日曜日は除く。）の六日間の午前九時から午後五時まで

2 実施場所

甲府市宝一丁目六番五号 ニュー機山（〇五五 二二二 三三二八）

3 受講定員

五十名

4 受講対象者

講習の実施日において次のいずれかに該当する者

(一) 最近五年間に警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

(二) 警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定に合格した者

(三) 検定規則第一条第二項に規定する二級の検定に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上警備業務に従事している者

5 受講手続

(一) 提出書類

(1) 警備員指導教育責任者講習申込書 二通

(2) 写真（1）の申込書に添付したものと同規格のもの 一枚

(3) 4の（一）に該当する者については、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(4) 4の（二）に該当する者については、検定規則第一条第二項に規定する一級検定に係る合格証の写し

(5) 4の（三）に該当する者については、検定規則第一条第二項に規定する二級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(二) 申込書提出先

申込人の住所を管轄する警察署（他の都道府県の区域内に住所を有する者については、甲府警察署）

(三) 受講手数料

三万七千円（山梨県収入証紙により納付すること。）

なお、受講手数料は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。

6 受講申込書受付期間

平成十三年八月一日（水）から同月十四日（火）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前九時から午後五時までとする。

二 機械警備業務管理者講習

1 講習実施期日

平成十三年九月十八日（火）から同月二十一日（金）までの四日間の午前九時から午後五時まで

2 講習実施場所

甲府市宝一丁目六番五号 ニュー機山（〇五五 二二二 三三二八）

3 受講定員

三十名

4 受講手続

(一) 提出書類

(1) 機械警備業務管理者講習受講申込書 二通

(2) 写真（1）の申込書に添付したものと同規格のもの 一枚

(二) 申込書提出先

申込人の住所を所轄する警察署（他の都道府県の区域内に住所を有する者については、甲府警察署）

(三) 受講手数料

三万八千円（山梨県収入証紙により納付すること。）

なお、受講手数料は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。

5 受講申込書受付期間

平成十三年八月二十日（月）から同月二十八日（火）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前九時から午後五時までとする。

三 講習の委託

講習は、社団法人山梨県警備業協会に委託して行う。

四 修了証書の交付

講習最終日に筆記の方法により修了審査を行い、合格者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書又は機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

五 その他

1 受講者が講習に当たり持参すべきもの

筆記用具

2 その他

(一) 両講習とも受付期間中であっても、定員に達した場合は、受付を締め切る。

(二) 講習場所における駐車場の確保が困難であるので、受講者は、公共輸送機関等を利用すること。

(三) 昼食については、各自で用意すること。

3 問い合わせ

講習についての疑問点は、山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇五五 二三五 二二二一内線七一 五二二）に問い合わせること。

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十六年七月二十五日までとする。

平成十三年七月二十六日

山梨県公安委員会

委員長 風 間 善 樹

申請者氏名又は名称及び住所	株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市 中川区太平通 一丁目三番地
遊技機の種類及び区分	ぱちんこ遊技 機規則第六条第 一号イ（別表 第一） 第一種特別電
型式名	ドキドキ ドラキキ ラMB
製造業者名	株式会社 高尾
検定番号	一〇〇二二〇

動役物

株式会社高尾 代表取締役
内ヶ島敏博
愛知県名古屋市
中川区太平通
一丁目三番地

ぱちんこ遊技
機規則第六条第
一号イ（別表
第一）
第一種特別電
動役物

レツツゴ
Iザウル
スMA

株式会
社高尾

一〇〇二二一

高砂電器産業株式会社 代表
取締役 石井治夫
大阪府大阪市中央区南船場二
丁目九番一四号

回胴式遊技機
規則第六条第
二号（別表第
五）
動役物

オツコ
I30
テング
カイ

高砂電
器産業
株式
会社

一四〇二二三

高砂電器産業株式会社 代表
取締役 石井治夫
大阪府大阪市中央区南船場二
丁目九番一四号

回胴式遊技機
規則第六条第
二号（別表第
五）
動役物

グライ
ジ
ン2
ラジ
ゴ

高砂電
器産
業株
式
会
社

一四〇二二二

奥村遊機株式会社 代表取締
役 森康二
愛知県名古屋市昭和区鶴舞二
丁目二番一八号

ぱちんこ遊技
機規則第六条第
一号イ（別表
第一）
第一種特別電
動役物

CRギ
ヤ
オ
ギ
ヤ
ア
マ
ゾ
ン

奥村遊
機株
式
会
社

一〇〇二八二

タイヨーエレクトリック株式会
社 代表取締役 濱岡洋平
愛知県名古屋市西区見寄町一
二五番地

ぱちんこ遊技
機規則第六条第
一号イ（別表
第一）
第一種特別電
動役物

CRひ
と
み
の
料
理
教
室
2

タイ
ヨ
ー
エ
レ
ク
ト
リ
ク
株
式
会
社

一〇〇二六一

正 誤

ページ

段

行

誤

正

平成十三年三月三十日山梨県教育委員会規則第四号（山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則）

一五 上 終わりから三

教育委員会事務局の部

県教育委員会事務局の部

平成十三年三月三十日山梨県教育委員会規則第六号（山梨県立学校授業料の収納に関する規則の一部を改正する規則）

一五 下 終わりから六 「授業料」 「学校授業料」

平成十三年三月三十日山梨県教育委員会規則第七号（山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則）

二〇 上 終わりから八 同条に

同条第二項中「教科・科目」を「教科」に属する科目に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に

平成十三年三月三十日山梨県教育委員会規則第十一号（山梨県立女性センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則）

二三 下 初めから一〇 印 印

平成十三年三月三十日山梨県教育委員会訓令甲第三号（山梨県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令）

二五 上 初めから九及び一二

山梨県教育事務所
規程号
第 条

山梨県教育事務所
規程号
第 条